

令和2年2月13日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見について

今般、標記改定案（令和2年1月14日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	別紙17 V-6-1	<p>Stable Coin（以下「SC」）の中には、通貨バスケットを使用したものがあり、それが暗号資産に当たるか当たらないかは未だ結論が出ていない。上記のようなSCには、プログラムにより流通範囲や裏付資産との価値の連動性を確保できるよう設計され、セキュリティ対策も現状の金融機関法定通貨に関するシステム等に比しても十分に担保されているものも想定される。そのような場合、銀行法施行規則の趣旨である監督指針V-6-2②乃至④を充足しているといえ監督指針V-6-1に掲げられたリスクも当てはまらない。</p> <p>それにも係らず「銀行グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要」があるとすると、銀行グループ（Fintech子会社も含む）におけるビジネス検討において過剰な制約になり得る。監督指針のV-6-1はその記載内容に照らし、Bitcoinのような暗号資産を念頭に置いているように推察するが、上記のようなSCは「銀行グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要～」の対象外という理解でよい。</p> <p>仮に対象として想定されているということであっても、「必要最小限度の範囲」については個別具体的に検討されるものであり、例えば、プログラムにより流通範囲や裏付資産との価値の連動性を確保できるよう設定され、セキュリティ対策も現状の法定通貨に関するシステム等に比しても十分に担保されているような暗号資産については、銀行グループがこれを広く保有することが一律に認められないものではない、との理解で良い。</p>
2	別紙17 V-6-1	<p>STOの決済・配当等に暗号資産が用いられる場合、銀行グループの証券子会社においても、顧客取引に付随した受動的かつ一時的な暗号資産取得が生じる可能性がある。当該ケースは、「主要行等向けの総合的な監督指針（改正案）」V-6-1に定める『必要最小限度の範囲』の暗号資産の取得に当たるとの理解で良い。</p>